

## 住宅改修費支給申請のながれ

住宅改修費の支給申請は、事前申請と事後申請の2段階で行うことになっています。事前申請（改修前に改修内容を申請）で、利用者の身体状況、住宅の状況などにあった必要な改修が行われるかを確認し、事後申請（完了届）で、事前申請・事後申請の内容、工事が行われたかどうか等を確認し、必要と認めたときに住宅改修費の支給を決定します。

### ①事前申請

住宅改修前に、①申請書、②住宅改修が必要な理由書、③改修予定の状態が確認できるものを提出します。

### ②事後申請（完了届）

住宅改修を完了したとき、①住宅改修に要した費用（支給対象）、②領収書（工事内訳書を添付）、③完成後の状態を確認できる書類等（改修前・改修後の写真で撮影日のわかるもの）、④住宅所有者の承諾書（被保険者と所有者が異なる場合）を提出します。

### ③支給決定

事後申請（完了届）等を確認し、必要と認めたときは申請日（完了届提出日）の翌月末までに支給します。ただし、書類に不備があった場合等は支給が遅れることがあります。



#### • 住宅改修の種類

- |              |                |                                 |
|--------------|----------------|---------------------------------|
| ①手すりの取付け     | ②段差の解消         | ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 |
| ④引き戸等への扉の取替え | ⑤洋式便器等への便器の取替え |                                 |

\*その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修（対象となる改修内容をご相談ください）

#### • 次のことにご注意ください

※新築または増築は、対象になりません。

※介護保険被保険者証に記載住所の住宅であること（病院や施設は除く）

※支給限度額の枠内で数回に分けて使うことができます。

※支給限度額20万円の枠を使い切った後は、全額自己負担となりますので、必要性について十分検討してください。

※同一住宅・同一対象者の合計支給額は20万円の9割または8割です。

## ①相談・検討

住宅改修を行う前に、担当のケアマネージャーに相談します。

相談できるケアマネージャーがない場合、保健福祉課（あいくる）にご相談ください。

## ②事前申請

改修内容と施工業者が決まれば、事前申請をします。事前申請をせずに着工した場合は保険給付されませんので、ご注意ください！！

書類の提出は、南幌町役場保健福祉課へなるべく着工予定日の10日前までにしてください。

### ●必要書類●

- ①住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書
- ③住宅所有者の工事承諾書
- ④工事費見積書（内訳書）＊被保険者本人あてのもので、工事内訳が改修種類ごとに分かるもの
- ⑤工事個所が確認できる住宅の平面図（部屋名は、実際の用途で記入します。）
- ⑥工事個所の改修前の状況が確認できる日付入りの写真
- ⑦委任状（被保険者本人の口座以外に振り込みを希望する場合に必要です。）

### ●やむをえない事情がある場合の特例

※入院または施設等に入所中の対象者が退院または退所が決まり、在宅生活のためあらかじめ住宅改修が必要な場合は、事前申請を行うことができます。

！！次の事にご注意ください！！

- ・償還払いのみの申請となります。（代理受領委任払い制度は利用できません）
- ・在宅生活に戻らなかった場合は、保険給付されません。

退院または退所し在宅生活を始めてから完了届（支給申請書）を提出することとなります。

## ③工事内容の承認

南幌町が事前申請書類、被保険者本人と住宅等の状況から必要な改修であることを確認し、住宅改修事前審査決定通知書を交付します。必ず、承認されたことを確認してから着工してください。

※この通知は改修完了後の支給決定とは異なりますので、ご注意ください。

※審査の一環として、訪問調査を行う場合があります。訪問調査は、改修工事が生活改善につながるか、図面や見積書から読み取りにくい場合等に行っています。申請日と着工日が短い場合、着工予定日を延ばしていただくこともあります。

### 現地調査・訪問調査について

申請書類だけでは改修内容が分からない場合や、施工状況を確認するために必要な時は、ご自宅にお伺いして確認する場合があります。訪問調査をするときは、事前にご連絡しますので、ご協力をお願いします。

## ④改修工事着工

南幌町から住宅改修事前審査決定通知書が交付されてから事前に申請した内容の改修工事をします。工事を始めてから、改修内容に変更が生じた場合は、工事を中断し保健福祉課高齢者包括グループへご相談ください。見積書、写真等書類の再提出が必要となる場合もあります。

**※事前申請の改修内容を変更した場合、全額自己負担になりますのでご注意ください。**

## ⑤工事完成

ケアマネージャーと必要な改修が行われたことを確認し、改修費を住宅改修の施工業者に支払い領収書を受け取ります。

**\*領収書の宛名は被保険者の氏名で、介護保険を使用したことを記入してもらいます。**

## ⑥事後申請

改修工事が完成後に次の書類を南幌町に提出します。

①介護保険住宅改修完了届 住宅改修に要した費用（支給対象）	被保険者の署名・押印が必要です。 *朱肉を使用する印鑑をお使いください。
②領収書	被保険者氏名、介護保険住宅改修であることを明記してもらいます。
③工事費内訳書 *被保険者本人あてのもので、工事費内訳が改修種類ごとに分かるもの	対象の工事箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費が適切に記載されていること。 *家族が施工の場合は、材料費のみが対象になります。
④工事箇所が確認できる住宅の平面図	改修箇所・改修内容が分かるように表示します。 *実際の用途（洋間を寝室として使用している場合は、寝室）で記入します。
⑤工事箇所の状況が確認できる日付入りの写真	改修箇所ごとに改修日の日付入りカラー写真（デジタルカメラでも可）

**次の場合、全額自己負担になりますので、ご注意ください。**

1. 病院や施設に入院または入所中の方が事前申請し、住宅改修を行ったが、退院または退所されないことになった場合は、住宅改修費は支給されません。全額自己負担になります。
2. 認定申請中に事前申請し、住宅改修を行ったが、認定結果が非該当（自立判定）の場合は、住宅改修費は支給されません。全額自己負担になります。
3. 事前申請の改修内容を変更して工事を行なった場合、全額自己負担になります。
4. 支給限度額20万円の枠を使い切った後に住宅改修を行なう場合は、全額自己負担になります。